

条 例 議 案 の 概 要

—平成 22 年 9 月定例会—

目 次

| | | |
|----------|----------------------------------|---|
| 議案第 84 号 | 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について …… | 1 |
| 議案第 85 号 | 盛岡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について …… | 6 |
| 議案第 86 号 | 盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について …… | 7 |

議案第 84 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

福祉医療資金の貸付対象に父子家庭の父子等及び寡婦に準ずる男子を加えようとするものである。

2 改正の内容

貸付対象に次の者を加える。

- (1) 父子家庭の父子等（配偶者のない男子及びその者に現に扶養されている児童で構成されている家庭の親子等）
- (2) 寡婦に準ずる男子（配偶者のない男子でかつて配偶者のない男子として児童を扶養していたことのあるもの）

3 施行期日

平成 22 年 10 月 1 日

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例</p> <p><略> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第3号及び第5号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者(次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(3) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障</p> | <p>○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例</p> <p><略> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第3号及び第5号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者(次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(3) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。</p> | <p>該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。</p> |
| <p>(8) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。</p> | <p>(8) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。</p> |
| <p>(9) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。</p> | <p>(9) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。</p> |
| <p><略> (貸付対象)</p> | <p><略> (貸付対象)</p> |
| <p>第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、<u>ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等</u>（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第5号に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。</p> | <p>第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、<u>母子家庭等の母子等及び寡婦</u>（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第5号に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。</p> |
| <p>(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> | <p>(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> |
| <p>(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を除く乳幼児等にあつては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。</p> | <p>(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を除く乳幼児等にあつては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。</p> <p><略></p> | <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。</p> <p><略></p> |

議案第85号

盛岡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

第4選挙区（見前）が、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）に定める選挙区の設置基準（区域内の農地面積 500ヘクタール以上又は基準農業者数 600以上）を満たさなくなったことから、当該選挙区と第5選挙区（飯岡）を統合しようとするものである。

2 改正の内容

第4選挙区と第5選挙区を統合して定数6人の一つの選挙区とし、選挙区の数えを9から8とする。

| 現 在 | | | | | 改正後 | |
|-----|-----------|--------------|--------|-----|-----|-----|
| 選挙区 | 所属区域 | 農地面積 (ha) | 基準農業者数 | 定数 | 選挙区 | 定数 |
| 第1 | 旧盛岡, 厨川 | 873.19 | 1,059 | 5人 | 第1 | 5人 |
| 第2 | 中野・築川, 本宮 | 955.45 | 866 | 5人 | 第2 | 5人 |
| 第3 | 太田 | 975.17 | 691 | 4人 | 第3 | 4人 |
| 第4 | 見前 | 464.60 | 596 | 3人 | 第4 | 6人 |
| 第5 | 飯岡 | 888.24 | 583 | 3人 | | |
| 第6 | 乙部 | 774.27 | 477 | 2人 | 第5 | 2人 |
| 第7 | 巻堀 | 1,446.50 | 559 | 3人 | 第6 | 3人 |
| 第8 | 渋民 | 1,745.45 | 629 | 3人 | 第7 | 3人 |
| 第9 | 玉山・藪川 | 1,447.92 | 347 | 2人 | 第8 | 2人 |
| 計 | | 9,570.79 | 5,807 | 30人 | | 30人 |

3 施行期日

次の一般選挙（平成23年7月実施見込）から施行する。

議案第86号

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

公衆衛生上講ずべき措置の基準に販売食品等の回収又は廃棄及びそれらの公表に関する措置を加えようとするものである。

2 改正の内容

(1) 回収又は廃棄に関する措置の追加

営業者は、自主的な衛生管理の徹底を図るため、販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれのある場合において、営業者が当該販売食品等を迅速かつ適切に回収し、又は廃棄できるよう、これらに係る体制を整備し、及び具体的な方法の手順を定めることとする。

(2) 回収又は廃棄の公表に関する措置の追加

営業者は、2の(1)の回収又は廃棄を行うときは、当該回収又は廃棄に関する情報を公表するよう努めることとする。

3 施行期日

平成23年4月1日

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|-------|-----------------------------------|-----------|----------------------------------|----------|---|---------|--|------------|--|---|-------------|-------|-------|-----------------------------------|-----------|----------------------------------|----------|---|---------|--|------------|--|
| <p>○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号</p> <p>盛岡市食品衛生法施行条例</p> <p><略></p> <p>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</p> <p>第2条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表のとおりとする。</p> <p><略></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置</th> <th style="text-align: center;">措置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の管理</td> <td>施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。</td> </tr> <tr> <td>食品取扱設備の管理</td> <td>機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。</td> </tr> <tr> <td>給水及び汚物処理</td> <td>1 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>食品等の取扱い</td> <td>腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。</td> </tr> <tr> <td>従事者に係る衛生管理</td> <td>1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。</td> </tr> </tbody> </table> | 公衆衛生上講ずべき措置 | 措置の基準 | 施設の管理 | 施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。 | 食品取扱設備の管理 | 機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。 | 給水及び汚物処理 | 1 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。 | 食品等の取扱い | 腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。 | 従事者に係る衛生管理 | 1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。 | <p>○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号</p> <p>盛岡市食品衛生法施行条例</p> <p><略></p> <p>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</p> <p>第2条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表のとおりとする。</p> <p><略></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置</th> <th style="text-align: center;">措置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の管理</td> <td>施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。</td> </tr> <tr> <td>食品取扱設備の管理</td> <td>機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。</td> </tr> <tr> <td>給水及び汚物処理</td> <td>1 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>食品等の取扱い</td> <td>腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。</td> </tr> <tr> <td>従事者に係る衛生管理</td> <td>1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。</td> </tr> </tbody> </table> | 公衆衛生上講ずべき措置 | 措置の基準 | 施設の管理 | 施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。 | 食品取扱設備の管理 | 機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。 | 給水及び汚物処理 | 1 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。 | 食品等の取扱い | 腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。 | 従事者に係る衛生管理 | 1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。 |
| 公衆衛生上講ずべき措置 | 措置の基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の管理 | 施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品取扱設備の管理 | 機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水及び汚物処理 | 1 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品等の取扱い | 腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従事者に係る衛生管理 | 1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公衆衛生上講ずべき措置 | 措置の基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の管理 | 施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品取扱設備の管理 | 機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水及び汚物処理 | 1 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品等の取扱い | 腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従事者に係る衛生管理 | 1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------|--|--------------------|---|
| | 2 従事者は、施設内においては、清潔な作業衣、履物等を着用し、不要の物を身に着けないこと。 | | 2 従事者は、施設内においては、清潔な作業衣、履物等を着用し、不要の物を身に着けないこと。 |
| 衛生検査 | 営業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を保存すること。 | 衛生検査 | 営業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を保存すること。 |
| 衛生上の管理運営の周知 | 営業者は、この条例に定める基準に基づき、営業の形態に応じて施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する事項を定め、従事者に周知徹底すること。 | 衛生上の管理運営の周知 | 営業者は、この条例に定める基準に基づき、営業の形態に応じて施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する事項を定め、従事者に周知徹底すること。 |
| 衛生上の管理運営に関する責任者の設置 | 営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、当該従事者のうちから施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する責任者を定めておくこと。 | 衛生上の管理運営に関する責任者の設置 | 営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、当該従事者のうちから施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する責任者を定めておくこと。 |
| 回収又は廃棄及び公表 | <p>1 営業者は、法第3条第1項に規定する販売食品等（以下「販売食品等」という。）に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収し、又は廃棄できるよう、回収及び廃棄に係る体制を整備し、並びに具体的な回収及び廃棄の方法の手順を定めること。</p> <p>2 営業者は、販売食品等の回収又は廃棄を行う場合は、消費者への注意喚起のため、当該販売食品等の回収又は廃棄に関する情報を公表するよう努めること。</p> | | |

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------|-----------|----------------|-----------|
| その他公衆衛生上講ずべき措置 | 市長が別に定める。 | その他公衆衛生上講ずべき措置 | 市長が別に定める。 |